

児童虐待対策の変遷から見る未然予防の到達点と課題

竹原 幸太

東北公益文科大学総合研究論集第36号 抜刷

2019年7月30日発行

児童虐待対策の変遷から見る未然予防の到達点と課題

竹原 幸太

1. 課題設定

近年、児童虐待事件を報道で見聞きする頻度が増え、2019年1月には千葉県野田市で父親による小4女兒の虐待死事件が起きた。昨年6月にも、東京都目黒区で父親が5歳女兒を死に至らしめた虐待死事件が起き、虐待予防に意識が払われていた最中であったため、再び児童虐待問題の深刻化が報道で叫ばれた。

それらの報道を辿れば、両ケースとも、以前、居住していた自治体（野田の事件では沖縄、目黒の事件では香川）で虐待の疑いがあり、児童相談所等の専門機関が関与していながらも、転居に伴い、情報・支援が途絶えた時に事件が浮上しており、家庭内では夫から妻へのドメスティック・バイオレンス（以下、DV）による暴力関係が存在していた共通点も確認できる。

さらに、野田の事件では学校のいじめアンケートでの女兒からの訴え（親からのいじめ）により、学校側が虐待の疑いを察知し、児童相談所へとつながったのにも関わらず、児童相談所側は父親の激しい権幕を受け、学校側から提出されたアンケートを見せてしまい、子どもを保護すべき児童相談所の不適切な対応が勇気ある女兒からの「SOSの声」を完全に閉ざしてしまったとも報じられた。

こうしたことから、世間では、「保護されるべき子ども」を救えなかった児童相談所をはじめとする専門機関・専門職、父親の暴力を傍観していた母親も含めた保護者への厳しい批判が高まった。

他方では、「自治体によっては、児童相談所の職員である児童福祉司は専門性が高い職種であるのにも関わらず、一般行政職と同じく、一定期間で人事異動してしまい、専門性が高められず、また職務も継承されないシステム上の問題がある」、「急増する児童虐待問題に対して、職員が足りず、また今後、職員数を増やしたところで、肝心の職員の専門性の担保が議論されておらず、量と共に質を担保すべき」等の声も聞かれる。この点については、2016年児童福

社法改正において児童相談所の人員体制・研修体制の強化を掲げてはいたが（川松2016：61-63）、その改善には時間を要しているのが現実である。

以上のように、深刻な児童虐待事件を機に、百家争鳴の如く、虐待対応のあり方が議論されている。これはある種、衝撃的ないじめ、少年事件等が生じた際、加害少年やその家族に厳罰等が求められるモラルパニック現象とも類似しているが（徳岡1997：126-173）、虐待ケースの場合、子どもが「加害者」ではなく、「被害者」として位置づけられている部分は異なっており、少年法やいじめ防止対策推進法等に比べて、「処罰」や「責任」よりも子どもが健やかに成長発達していく「権利」保障が強調される分野でもある。

そこで、本稿では今後の児童虐待対策を考える前提として、児童虐待に関する調査・研究の専門学会である日本子ども虐待防止学会等の議論に注目しながら、第一にこれまで進められてきた虐待対策を概観し、その到達点と課題を整理する。第二に虐待の未然予防に効果を上げている事例に注目し、今後の虐待予防システムへの教訓を抽出し、最後に子どもの権利保障を基軸とする児童虐待対策の今後の課題を整理する。

なお、本来、児童虐待対策といった場合、虐待を未然に予防していく段階、虐待が疑われて介入していく段階、虐待が認定されて親子を支援していく段階に区分でき、虐待の未然予防から事後対応までを射程とするが、本稿では未然予防に焦点を当てて考察する⁽¹⁾。

2. 児童虐待の社会問題化とその「対策」・「実態」

(1) 児童虐待防止法制定までの歩み

今日、児童虐待は無視し得ない社会問題との一つとされるが、そもそも、虐待問題は今に始まった問題であるのかという素朴な疑問もある。

「児童虐待（child abuse）」という用語自体は、20世紀初頭の児童救済運動の中で使用され、1960年代以降、小児科医のケンペ（C.H.Kempe）の報告「被虐待児症候群（Battered child syndrome）」により概念化されてきたことが知

⁽¹⁾ 虐待対策が親子分離に傾斜していることを踏まえ、筆者は別稿において事後支援のあり方として、修復的正義（Restorative Justice）にルーツをもつ親子再統合に向けたファミリーグループ・カンファレンスについて論じてきたので参照されたい（竹原2004、2012）。

られている。とはいえ、「児童虐待」という用語が誕生する以前にも、古くは貧困で子どもを育てられない子殺し、子売り等の形で虐待は存在していた。

上野加代子は日本国内の児童虐待の発見過程を、①民間社会事業等による「肉眼」による発見段階、②医学検査等によるレントゲンによる発見段階、③虐待臨床による理論や虐待統計等に裏打ちされる相談とリスクによる発見段階に分類している（上野2006：245-273）。

先ず肉眼の発見段階として、明治期から原胤昭や山室軍平ら民間社会事業家が親による子殺し事件等を目にして被虐待児保護に着手しつつ、諸外国の児童救済運動にも学び、失業や貧困による児童売買、盛り場での児童労働等の防止のため、1933年に児童虐待防止法が制定された。同時に被虐待児を保護する施設として児童擁護協会により、東京西荻窪に「子供の家学園」（現在の児童養護施設双葉園）が設置された。

1933年児童虐待防止法は親権が絶対視された時代に、子どもの権利論を基軸に子どもを救い出そうとする動きも生んだ。

例えば、子供の家学園の園長であった高島巖は被虐待児を保護する際、親から「子どもを返せ、他人の貴様が勝手なまねを」と胸ぐらをつかまれつつも、「子どもは君の子どもであると同時に社会の子どもだ。君が子どもを大事にするようになれば、いつでも返してあげる。それまでは、社会を代表して、私が世話をするのだ」と対応したことを戦後回想している（高島1954：193）。

この回想からは、現在同様、専門職が家族を引き離す際に困難が伴うこと、そして、その際には専門職が親権を適切に行使できない家庭に代わり、子どもの権利擁護者（＝親権の代行者）となる自覚を持つ事の重要性が確認できる。実際、戦後に高島は1951年児童憲章の策定過程にも参加し、子どもの権利擁護に尽力した⁽²⁾。

1933年児童虐待防止法は戦後に児童福祉法に吸収されて消滅するが、高度経済成長以降の産業構造の変化に伴い、地域社会の地縁的關係が薄まり、また核家族化も進み、社会全体で子どもを育てる関係性が後退する中で、親子心中、不審な子どもの事故死等、何かしらの子育て困難状況からの死亡事例も表面化

⁽²⁾ 高島の戦前、戦中、戦後の活動については、竹原（2016）を参照されたい。

した（児童虐待防止制度研究会1993：14-29）。

さらに、国際的動向として、1989年に国連子どもの権利条約が採択され、日本も1994年に批准すると、子育て困難による児童虐待に焦点を絞った立法の必要性が議論され、2000年に新しく児童虐待の防止等に関する法律（通称、児童虐待防止法）が制定されるに至った。

（2）2000年代の児童虐待防止「対策」

児童虐待防止法制定以降、増加し続ける虐待問題を受け、未然予防を図るべく、2004年の同法改正で対象児童を「虐待を受けたと思われる児童」まで拡大しつつ、子どもの前でDVを行うことが子どもに心理的ダメージを与え、発達に悪影響を及ぼすことから、これを心理的虐待とする虐待の定義変更を行った。同時に同年の児童福祉法改正で、地域関係者間で虐待等を含め要保護状態にある子どもの情報共有を行う要保護児童対策地域協議会を設置した。

続いて、2007年の児童虐待防止法改正で親権者の意に反して一時保護する職権一時保護や、児童相談所の保護者に対する一時保護、児童養護施設等の入所施設への面会制限等を設けて親子分離を強化しつつ、2008年児童福祉法改正では、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を設けた。

同事業では、虐待死亡ケース年間50～60件の内、約4割が0歳児のため、市町村の保健師や助産師等が、乳児のいる家庭に訪問し、子育てが困難な要支援家庭を早期に発見し、継続的な支援につなぐ早期介入のためのアウトリーチ型サービスを整備した。乳幼児に対する虐待認定においては、「揺さぶられ症候群（Shaken baby syndrome）」も知られ始め、損傷した脳は、その後の発育に悪影響を及ぼすとの研究報告から、医療機関では脳の画像診断（＝レントゲンによる発見）も導入された。

しかし、乳児家庭全戸訪問事業は全国1741市町村の内、1702箇所で開催されるも（厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業の実施状況調査」、実施率97.8%、2016年4月時点）、同事業を拒否する家庭こそが困難ケースであるとの認識も広がり、また、幼少期から親が一方的に「子どものために」と語り、勉強を無理強いする「教育虐待」等、法律には定義されない大人の不適切な関わり（マルチトリートメント）も課題となった。

そこで、2016年児童福祉法改正では、国連子どもの権利条約に即して、1条

に子どもが当たり前に育っていく権利を明記し、「子どもの権利」擁護意識を高めつつ、虐待予防体制として、虐待リスクに基づく早期相談体制を進めるべく、精神が不安定になりがちな妊産期から子育て期まで、福祉、医療、保健、教育等が連携し、切れ目のない子育て支援を目指して、「母子健康包括支援センター（子育て世帯包括支援センター）」を設置するに至った（＝相談とリスクによる発見）。

（3）虐待統計に見る暴力の連鎖構造の「実態」と虐待事件批判の功罪

2000年代以降、児童虐待防止対策を強化してきたものの、重大な虐待事件が生じる度に、「実態」に対して「対策」が上手く機能していないことが嘆かれる。それでは、児童虐待の「実態」とは何かが鋭く問われる。

一般的に、児童虐待の「実態」は児童相談所（全国208箇所）への児童虐待の年間相談件数の推移と共に分析され、虐待が年々増加していることが指摘される。参考までに、2018年8月に厚労省が発表した2017年度の児童相談所への児童虐待相談件数は13万3778件（速報値）となり、過去最高を更新している（厚労省2018）。

もっとも、これは虐待事件の報道を通じて、社会が虐待を発見しようとする意識が高まり、以前は見逃されてきたケース（暗数）が表面化したものとの指摘もあり（野村・上野2001）、事実、虐待の発見経路は警察54%に続き、近隣・知人13%とあり、地域社会で虐待を発見しようとする意識は高まりつつある。

続いて、虐待の内訳に目を転じれば、虐待種別では心理的虐待が54%、身体的虐待24.8%、ネグレクトが20%弱となっており、近年では以前トップであった身体的虐待よりも、心理的虐待が半数を占めていることが確認できる。

この背景には、2004年児童虐待防止法改正の心理的虐待の定義変更に伴う、面前DVによる心理的虐待の増加がある。すなわち、家族臨床でも指摘されてきたように、虐待とDVが「家族病理」である「ファミリーバイオレンス」として浮上しており（Ackerman 1958=1965, 1970, Pennell&Coss 2010=2012）、冒頭示した虐待事件でも確認されたように、家族内での暴力関係の連鎖構造が存在している。

さらに、家庭内での暴力場面の目撃により、暴力を通じてコミュニケーション

ンをとることを学習してしまった子どもの中には、学校等での対人関係で暴力をふるう子どももあり、少年事件を見た場合、「家庭の被虐待児」が「学校のいじめ加害児・非行少年」となっていることも少なくない（竹原2017）。

その証左として、非行少年が入所する少年院、児童自立支援施設の入所者の半数以上に被虐待経験が確認され（法務省2001、厚労省2017）、暴力を起こす前は家庭内で暴力を受けていた少年でもあり、「被害（被虐待経験）」と「加害（いじめ・非行の加害経験）」が連鎖し、暴力構造が悪循環を生んでいることも指摘されている（橋本2004）。

この構図はDVを受け（被害経験）、夫の暴力的支配の前で沈黙して虐待に加担（加害経験）していたと見なされる妻にもほぼ同様に当てはまる。つまり、虐待統計を見る場合、虐待相談件数等の全体傾向の「実態」把握も重要ではあるが、DVや非行等とも照らしながら、暴力がさらなる暴力を生み出している悪循環の「実態」をも捉えることが肝要であろう。

そのような見地から、近時の虐待事件をめぐる世論を分析すれば、家族支援の主軸となる児童相談所等への激しい批判は、家族と向きあう専門職のパワーを奪ってしまうのみならず（＝バーンアウトの誘発）、児童相談所勤務が「きつい」とのイメージを強固に植え付け、その担い手を減少させてしまい兼ねず（＝児童相談所ブラック職場のイメージ化）、また虐待が生じた家族への批判は、再び子どもと向きあっていく親のパワーをも奪いかねない（＝親・家族の犯罪化）。

仮に、「子どもを何とか保護したい」との思いが専門機関・専門職、親批判へと向かっているとすれば、その「正義感」がさらに虐待問題にかかわる人々を追い込み、事態を悪化させるリスクがあることにも鑑み、まずは虐待の「実態」を正しく読み解くリテラシーが求められる。

（４）「実態」を踏まえた虐待「対策」の意図せざる逆機能？

虐待臨床の立場からは虐待による暴力の連鎖構造の「実態」も明らかにされ、上述のように虐待問題の早期発見・早期介入を目指した虐待「対策」にも磨きがかけられてきた。

例えば、厚労省は2005年より「子どもの虐待死亡事例の検証結果」を追跡調査しており（2018年まで14次報告）、それらの報告から、虐待者は母親が多

く、「妊婦健康診査未受診」、「望まない妊娠」、「若年（10代）妊娠」等の問題が重なっていることが明らかにされた。

これを受け、日本子ども虐待防止学会においても、医療、保健、福祉領域で虐待リスク因子の調査が進み、若年層の「望まない妊娠」や「未受診妊娠・飛び込み出産」、「周産期の養育者の精神的不調」、「精神疾患」、「母子健康手帳の未発行」、「不自然な怪我や火傷」等が虐待のリスク因子として指摘され（杉下・栗原・塩之谷2011、橋本・谷・二宮2014、立花・小泉・樽井2016）、妊娠期から子どもを生み育てる環境が不安定なケースで、子ども虐待の発生リスクが高まっていることが明らかにされ、リスクアセスメントを通じた虐待の早期発見・早期介入の意義が議論されてきた。

こうした実証調査を通じて浮き上がった虐待「実態」を踏まえ、妊娠期からの切れ目のない子育て支援を通じた虐待「対策」は問題の「対症療法」から「根治」を目指す段階へと到達したようにも見える。

一方で、上野加代子は、アメリカでは虐待臨床に従事していたソーシャルワーカーのリーロイ・ペルトン（L.H.Perton）から、児童虐待ケースの大多数は貧困や失業に伴う生活困難状況が基因となっているため、家族には専門機関による治療的支援や自助グループへの参加努力を求めるより前に、住宅対策や失業対策等の社会政策に厚みを持たせることを優先すべきとの反論が出されていたことを紹介し、虐待を家族病理の「こころ」の問題（医療・心理モデル）から「社会」の問題へと捉え直すべきことを指摘した（上野2006：4-6）。

その上で、日本の児童虐待対策も家族の「ニーズ」に基づく対策よりも「虐待のリスク」に基づく対策へとシフトし、児童福祉が「子どもの福祉」ではなく、「親を統治する手段」に変容しつつあることを警告している（上野2016）。

上野の指摘のように、日本でも2013年厚生労働省「国民生活基礎調査」において、国民全体の16.1%（6人に1人）が「相対的貧困」状態にあり（18歳未満の子どもの貧困率は16.3%）、しかも、ひとり親世帯に子どもの貧困率（54.1%）が高いことが確認され始めた（原2016）⁽³⁾。

⁽³⁾ 例えば、真冬の深夜に川で泳がされた後、18歳の少年にカッターで中1男子少年（当時、不登校状態）が殺害された川崎事件では、なぜ被害少年の親が深夜徘徊を見逃していたのか等の批判もあった。しかし、被害少年はひとり親家庭であり、母親は少年を育てるために夜間も必死に働き、その姿を見た少年も母親に心配をかけまいと振る舞っていたことで、母親から少年の状況が見え難くな

そこで、同年、子どもの貧困対策の推進に関する法律（通称、子どもの貧困対策推進法）が制定され、日本子ども虐待防止学会第23回学術集会（2017年12月開催）でも「支援される側」の視点からの支援が検討され、虐待と貧困との関連も議論されてきた（毎原2018）。

しかし、総じて言えば、子育て支援や就労支援に厚みをもたせる議論は時間も予算も労力もかかり、虐待リスク因子に基づく「対策」が優先されてきた。すなわち、上野の議論を援用すれば、虐待リスク因子に基づく「対策」ばかりに力点が置かれた場合、虐待と貧困の関係を見え難くさせ、安上がりで臨床現場に過酷な努力を強いる対策を加速させる「意図せざる逆機能」をもたらさないかが懸念される。

このように考えれば、虐待リスク因子に基づく虐待対策（＝ミクロ領域の援助体制）に加えて、社会政策に立脚した虐待対策（＝マクロ領域の援助体制）にも目を向け、虐待対策をも視野に入れた子育て支援や就労支援等の社会保障・社会政策の充実を図るためのソーシャルアクションが長期的には求められる。

そうしたことを自覚しつつも、以下では、現在の限られた条件において、リスク因子に基づいた虐待未然予防の実践も概観し、その教訓を抽出することとする。

3. 児童虐待の未然予防の効果的事例の検討

(1) 「気がかりな所見」を共有する組織の設置

虐待リスク因子は虐待発生の可能性を示したものに過ぎず、思わぬ偏見を生まないよう、家族に内在する「レジリエンス（回復力）」に注目することが基本ではあるが（宮地2016）、近年、虐待リスク因子を踏まえて、「気がかりな所見」を早期にキャッチし、関係者間で情報共有しながら、虐待未然予防に取り組んだ事例も報告されている。

例えば、富山県立中央病院救命救急センターでは、月40件ほど、幼児の転

り、悲惨な結果を招いたとされる（竹原2017：15-16）。このようなケースで母親の「ネグレクト」により、少年が「非行」を起こしたと結論付けて批判するのは早急であり、問題の根本には、ひとり親家庭の貧困に伴う子育て困難状況が確認される。

落による骨折や頭部外傷、車内の長時間放置等、不適切な養育（マルトリートメント）が疑われるケースを受理していた。

これらのケースの内、虐待ケースが混在している可能性があり、虐待の早期発見を行うべく、要保護児童対応委員会を発足し、「気がかりな所見」を電子カルテ上で共有し、所見に基づく対応マニュアルを策定するに至った（柿沢・岡本・松井2011）。

具体的には、電子カルテ上に要保護共有画面として、養育者の精神状況、児童の体重等を記載し、将来、虐待に至る可能性の高い母子に関する「気がかり児童・妊婦・母子リスト」と共に、事故による熱傷、骨折等のケースで、受診に至る経緯説明や養育者の態度を記録する「要保護・乳幼児・学童の外傷・熱傷アセスメント表」を作成し、上記の「気がかりな所見」を記載すると点減するシステムを構築した。

このように電子カルテ上で「気がかりな情報」を共有し、養育者の不自然さや定期受診の中断がないか等、経過観察できるようにし、小児科、産科の医師、看護師、臨床心理士等で構成される要保護児童対応委員会を中心に虐待が疑われるケースについての定期的な院内研修を実施した（研修に参加した約6割の看護師は気がかり経験有）。その後、2010年7月～2011年2月までの期間の「気がかり児童・妊婦・母子リスト」では妊婦・母子が約50%を占め、これらのケースの内、虐待リスクが高い場合は、病院側から地域の保健師への定期訪問を依頼する体制となった。

上記の事例からは、医療、看護、心理等の他職種の観点を重ね、虐待の早期発見に向けた組織的対応を整備しつつ、必要に応じて地域の関係機関と早期につながりながら、効果的な虐待対応が展開されたことが確認できる⁽⁴⁾。

（2）地域社会での切れ目のない子育て支援と虐待予防

次に、地域社会での継続的な子育て支援において、虐待リスクが早期に発見され、早期支援につながった事例として、浦安市子育てケアマネージャー制度が注目される。

⁽⁴⁾ 都内医療機関を対象とした虐待対応調査においても、虐待が疑われるケースへ直面した際、「通告に躊躇する」、「どこと連携すべきが迷う」等の課題があり、虐待対応を組織的に行う院内対応組織の設置や虐待対応マニュアルの策定が増加傾向にあることも報告されており（宮本・中板・曾根2012）、今日、医療機関内で虐待対応組織・対応マニュアルの策定はスタンダードになりつつある。

浦安市では、学齢前の子どもを持つ若い核家族世帯やひとり親世帯が増加する中、身近に子育て相談できる相手が少なく、子育て困難状況に陥ることを予防するため、2008年より独自に子育てケアマネージャー制度を導入した。

子育てケアマネージャーは、市が開催する「子育て・家族支援者養成講座」の3級（一時預かり、ファミリーサポート、保育園時間外職員等を対象）及び2級（派遣型・訪問型一時保育等の従事者を対象）を修了し、さらに「子育てケアマネージャー養成集中講座」を修了した者が認定され（NPOあい・ぽーとステーションHP）、子育て支援センターと市役所の子育て総合窓口で電話相談や来所による相談を行っている。

子育てケアマネージャーは高齢者福祉分野のケアマネージャー同様、保護者の子育て相談に寄り添い、必要なニーズに応じて関係機関を紹介しつつ、継続的に子育てを支援していく仕組みとして全国的にも注目され、2009年にはNHK福祉ネットワークでも取り上げられた。

同番組では、子どもに愛情を感じられず、抱きしめることができない、既に虐待しているのではといった、親からの切実な相談に子育てケアマネージャーが丁寧に寄り添う様子や、子育て相談のスキルアップを図るため、子育て支援を専門とする大学教員（大日向雅美）を迎えたスーパービジョンの様子が紹介された。

こうした活動を通じて、精神的に不調となっていた親等への早期支援に効果を上げ、2014年には、妊娠中から妊婦の不安や心配事等の相談にのり、出産後の子育て支援をカバーするため、子育てケアプラン制度が開始された。

同制度では、子育てケアマネージャーと保健師とが連携して、(1) 妊娠時、(2) 出産前後、(3) 1歳の誕生日前後の3回、子育てケアプランを作成する等、妊産期からの切れ目のない継続的な子育て支援が展開されており（浦安市HP）、近年では自治体が妊娠期から出産、就学前までの間、母子とその家族を支援する拠点事業であるフィンランドのネウボラの日本版の一例としても注目されている（余田2015）。

上記の事例からは、地域社会での切れ目のない子育て支援を整備することで、子育て困難状況を早期に発見しつつ、継続的な支援へとつなげていることが確認できる。

(3) 虐待の未然予防を図る上での共通点と教訓

以上の事例・調査等を見た場合、虐待の早期発見・介入に効果を上げている事例に共通しているのは、①職場内で「気がかりな症状」を情報共有できる組織を設け、②医療、社会保障等の複合的なニーズを各組織で役割分担する関連機関との連携体制を構築していることである。

複合的な背景から生じる虐待ケースにおいて、チーム支援、多職種連携が求められるのは当然であるが、複数の職種、機関が連携しながら支援を構築していくことは、一組織、一個人にのみ支援の責任を負わせることを回避する上でも有効である。

ともすれば、虐待対応は児童相談所をはじめとする中枢機関に責任が求められるがちであるが、上述したように虐待は複合的な要因が絡み合って浮上しており、対応方針の決定は困難を極め、責任を一箇所に求めるのは酷であるばかりでなく、支援者のバーンアウトも誘発し得る。

児童福祉施設職員のバーンアウト予防においても職場内でのチームワークの必要性が指摘されているように（畠中2013：121-122）、専門職のバーンアウト予防の観点からも、虐待対応において組織的対応が求められる。

4. まとめと今後の課題—「体罰によらないしつけ」の創造

以上、本稿ではこれまでの児童虐待「対策」を辿り、虐待の「実態」をいかに見るべきかを概観しつつ、今現在、虐待の未然予防に効果を上げている事例からその教訓を抽出した。そこでは、複合的な要因が絡み合って生じる虐待ケースを早期に察知して予防していくには、「気がかりな点」について複数の所見を交わしながら、各専門機関・専門職の役割分担によるチーム支援が求められ、またそれが専門職のバーンアウト予防にもつながることを確認した。

それと同時に、貧困と虐待との関連を指摘する研究にも目を向け、長期的には「支援を受ける側」の視点に立脚し、子育て支援、就労支援等を含めた社会保障・社会政策に厚みを持たせることが求められ、ミクロ、マクロの両レベルからの虐待対策が求められていることも確認した。

最後に本稿では立ち入れなかったが、より根源的な虐待対策としては、「体罰によらないしつけ」をスタンダード化することが急務である。この点について

ては、日本政府が国内の子どもの権利条約の実施状況をまとめて国連に提出した第4・5回実施報告書（2017年6月提出）を受け、国連子どもの権利委員会が2019年2月の日本への勧告で、虐待等の暴力が高い頻度で報告されていることに鑑み、体罰の全面禁止を求めた点を重く受け止める必要がある。

これまで、日本では虐待問題をめぐり、「最近の子育ては甘い、以前は悪いことをしたら殴られてしつけられた」との言説も根強く存在し、「殴ってしつけられた経験」を肯定して世代間伝達される側面があった。今後は、「殴ってしつけられた経験」を肯定するのではなく、「殴ることによらないしつけ」のあり方を創造していくことが求められ、子どもが安全に生活する権利の観点から暴力を否定し、暴力状況から「SOSの声」を上げること引き出すCAP（Child Assault Prevention）等、スクールソーシャルワーク事業やチーム学校論とも関連付けた学校での暴力予防教育の検討も必要である⁽⁵⁾。他日を期したい。

参考文献

- Ackerman.N. (1958) *The Psychodynamics of Family Life : diagnosis and treatment of family relationships*, Basic books Inc (=1965, 小此木啓吾・石原潔訳『家族関係の理論と診断 家族生活の精神力学 (上)』岩崎学術出版、=1970, 小此木啓吾・石原潔訳『家族関係の病理と治療 家族生活の精神力学 (下)』岩崎学術出版)
- 上野加代子編 (2006)『児童虐待のポリテイクスー「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店
- 上野加代子 (2016)「「児童福祉から児童保護へ」の陥穽—ネオリベラルなリスク社会と児童虐待問題」『犯罪社会学研究』No.41
- 柿沢有希子・岡本里美・松井弘美他 (2011)「救命救急センターにおける虐待の早期発見、予防に関する取り組み—院内要保護児童対応委員会設立の経緯を中心に」『子どもの虐待とネグレクト』13巻1号
- 川川亮 (2016)「児童福祉法改正の意義と課題」『子どもの権利研究 子どもの権利が拓く—教育・福祉の連携と学校支援 子ども法の今日的動向』28号

⁽⁵⁾ この点については、竹原 (2018, 2019) で検討しており、今後、国連子どもの権利委員会勧告を受けた体罰禁止法令等について検討予定である。

- 厚生労働省 (2017)「社会的養育の推進に向けて」(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187950.pdf#search>、2019.4.17閲覧)
- 厚生労働省 (2018)「平成29年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数<速報値>」(<https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf#search>、2019.4.17閲覧)
- 児童虐待防止制度研究会 (1993)『子どもの虐待防止—最前線からの報告』朱鷺書房
- 杉下佳文・栗原佳代子・塩之谷真弓他 (2011)「医療機関に求められる保健・福祉との連携—妊娠期からの虐待1次予防を含めて」『子どもの虐待とネグレクト』13巻1号
- 高島巖 (1954)『美の倫理』山形県社会福祉協議会
- 竹原幸太 (2004)「ローラ・ミルスキー「家族集団会議の世界的広がり—第三弾」」『法律時報』76巻7号
- 竹原幸太 (2012)「ファミリーグループ・カンファレンスの研究動向と日本での実践課題」日本ニュージーランド学会・東北公益文科大学ニュージーランド研究所編『「小さな大国」ニュージーランドの教えるもの—世界と日本を先導した南の理想郷』論創社
- 竹原幸太 (2016)「教護院・養護施設における実践要領の形成過程と共通する援助原理」『司法福祉学研究』16号
- 竹原幸太 (2017)『失敗してもいいんだよ—子ども文化と少年司法』本の泉社
- 竹原幸太 (2018)『教育と修復的正義—学校における修復的实践へ』成文堂
- 竹原幸太 (2019)「学校における修復的司法・実践と子どもの権利擁護」『日本教育法学会年報』48号
- 立花良之・小泉典章・樽井寛美他 (2016)「メンタルヘルス不調の母親とその子どもの支援のための、妊娠期からはじまる医療・保健・福祉の地域連携モデルづくりについて」『子どもの虐待とネグレクト』18巻3号
- 徳岡秀雄 (1997)『社会病理を考える』世界思想社
- 野村知二・上野加代子 (2001)「児童虐待事例の構成—記述のテクニックと解釈モードの選択」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編『社会構築主義のスペクト

- ラムーパースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版
- 橋本和明（2004）『虐待と非行臨床』創元社
- 橋本浩子・谷洋江・二宮恒夫（2014）「周産期からの子ども虐待予防に関する全体的取り組みの現状と課題—産科病院、市町村母子事業において把握されたりリスク因子の比較を通して」『子どもの虐待とネグレクト』16巻2号
- 畠中義久（2013）『児童福祉施設におけるソーシャルワーカーのバーンアウト予防—よりよい人材育成のために』三学出版
- 原昌平（2016）「子どもの貧困をめぐる動向と政策の課題」『精神保健福祉』47巻2号
- Pennell, J. & Coss, M. P. (2010) *Feminist Perspectives on Family Rights: Social Work and Restorative Practices for Stopping Abuse on Women in Beck, E., Kropf, N. P., Leonard, P. B. (ed.), (2010) Social Work and Restorative Justice: Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation, Oxford University Press* (=2012、竹原幸太訳「家族の権利におけるフェミニストの視点—女性への暴力を抑止する修復的実践」林浩康監訳『ソーシャルワークと修復的正義—癒しと回復をもたらす対話、調停、和解のための理論と実践』明石書店)
- 法務省（2001）『法務総合研究所研究部報告 児童虐待に関する研究（第一報告）』
- 毎原敏郎（2018）「「もしもあなたが貧困になったら」—それでも虐待しませんか」『子どもの虐待とネグレクト』20巻2号
- 宮地尚子（2016）「虐待サバイバーとレジリエンス」『子どもの虐待とネグレクト』17巻3号
- 宮本謙一・中板育美・曾根智史（2012）「都内医療機関における児童虐待対応の現状と院内対応組織の有用性」『子どもの虐待とネグレクト』14巻3号
- 余田雅美（2015）「子育てケアプラン、産後ケアなどに部署を越えて取り組む：千葉県浦安市」『月刊地域保健』46巻1号

参照HP

- NPO あい・ぽーとステーション「NHK 視点・論点「多様なニーズに応える保育とは」」（2014年04月23日（水）放送）

<https://www.ai-port.jp/main/word/shitenronten.14.04.23.pdf> (2019.4.17 閲覧)
浦安市「子育てケアプラン」

<http://www.city.urayasu.lg.jp/kodomo/kosodate/shien/1013328/1010290.html> (2019.4.11 閲覧)

※本稿は、「児童虐待をめぐる他職種連携の要請について」日本海総合病院児童虐待防止委員会研修会（2017.11.20、日本海総合病院）、「児童虐待と非行の連鎖を断ち切る視点」平成29年度庄内地域児童虐待防止研修会基調講演（2017.12.1、庄内町響ホール）、「地域で見守り支える子育てー児童虐待防止対策について」子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業子育て講演会（2018.10.29、庄内町余目第二公民館）、「子ども虐待とは何か？ーそれぞれの立場でできること」第20回三川教育フォーラム（2019.2.15、三川町公民館多目的ホール）の報告を基に改編・加筆したものである。

追記

脱稿後、2019年6月19日に親の子どもへの体罰禁止、一時保護等の介入と保護者支援の担当者を分ける等、児童相談所の体制強化を盛り込んだ改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立した。体罰禁止規定をめぐっては、同規定を違反した場合の罰則規定はなく、また民法に規定される親権者の懲戒権との整合性が既に論点となっている。これらは別稿で検討することとする。